

○石巻市陸上養殖システム導入支援事業費補助金交付要綱

令和7年3月31日告示第89号

石巻市陸上養殖システム導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における陸上養殖の普及促進を図ることを目的として、陸上養殖システムを導入しようとする者に対し、予算の範囲内において石巻市陸上養殖システム導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号。以下「規則」という。）及び石巻市市税の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（平成29年石巻市規則第37号。以下「交付制限規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において、閉鎖循環式陸上養殖システム若しくは半循環式陸上養殖システム又は地下海水等を用いたかけ流し式陸上養殖システムを導入し、陸上養殖に取り組む事業者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定する暴力団員等
- (2) 交付制限規則第2条第2号に規定する市税に未納（補助金の交付の申請をした日以後の納期に係るものを除く。）がある者
- (3) 国内の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者及び反社会勢力又はこれに類似する企業及び団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認める者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 水槽、海水くみ上げポンプその他陸上養殖に必要なシステムを構成する機器の導入費
- (2) ソーラーシステム機器、蓄電池その他陸上養殖システムに係る運営費の削減につながる機器の導入費。ただし、前号の機器と併せて導入するものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、陸上養殖システムの導入に関し、国又は他の地方公共団体の補助金等の交付の対象となった経費については、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の範囲内の額とし、1事業者につき1年度当たり300万円を限度とする。

2 同一の事業者に対する補助金の交付は、連続する3箇年度を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市陸上養殖システム導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第1号別紙1）
- (2) 収支予算書（様式第1号別紙2）
- (3) 定款の写し（法人の場合に限る。）
- (4) 登記事項証明書（現在事項又は全部事項）（法人の場合に限る。）又は住民票抄本（個人の場合に限る。）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第1号別紙3）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、石巻市陸上養殖システム導入支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとし、不交付の決定をしたときは、石巻市陸上養殖システム導入支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定を行うに当たって、前条第2項の規定による申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 市長は、前条第2項ただし書の規定による補助金の交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について、第11条の規定により交付すべき補助金の額の確定した後に必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

4 市長は、第1項の規定による補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(計画変更の承認等)

第7条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容及び経費

の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ石巻市陸上養殖システム導入支援事業計画変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の20パーセント以内の減少
 - (2) 補助の目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、石巻市陸上養殖システム導入支援事業計画変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ石巻市陸上養殖システム導入支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、石巻市陸上養殖システム導入支援事業中止（廃止）承認（不承認）通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の遅延等の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、石巻市陸上養殖システム導入支援事業費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第8号別紙1）
- (2) 収支決算書（様式第8号別紙2）
- (3) 取得財産等管理台帳（様式第8号別紙3）
- (4) 補助対象経費の支払の事実が確認できる書類及び領収書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第7条第2項の承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、石巻市陸上養殖システム導入支援事業費補助金確定通

知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、石巻市陸上養殖システム導入支援事業費補助金請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第11号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付の決定の取消し等）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、虚偽の報告その他不適切な行為をしたとき。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱又はこれらに市長の処分若しくは指示に違反したとき。

(4) 天変地異その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったときその他の理由により補助事業を遂行することができないとき（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）。

(5) 補助事業者及びその構成員が暴力団排除に関する誓約事項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（取得財産等の管理）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第8号別紙3）を備え、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第16条 取得財産等のうち、規則第21条第2号及び第3号の規定に基づき市長が定める処分を制限する財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

- 2 規則第21条の規定により財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、規則第21条の市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ石巻市陸上養殖システム導入支援事業に係る財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の承認をする場合において、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又一部を市に納付させることができるものとする。

（補助事業の経理等）

第17条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。